

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年4月23日(木) 午前9時00分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室
3. 出席委員 (17人)

会長	1 番	鎌田	秀久	君
委員	3 番	田中	武浩	君
	4 番	渡邊	みな子	君
	6 番	岩川	原造	君
	7 番	大角	利夫	君
	8 番	安藤	清浩	君
	9 番	日高	清明	君
	10 番	笹原	綾乃	君
	12 番	牧	優作郎	君
	13 番	岩川	孝行	君
	14 番	亀割	義一	君
	15 番	備	邦雄	君
	16 番	平田	耕作	君
	17 番	西橋	豊啓	君
	18 番	神宮司	守昭	君
	19 番	中島	則雄	君
	20 番	内田	政人	君

4. 欠席委員 (3人)

欠席者	2 番	牧	潤三	君
	5 番	白川	満秀	君
	11 番	永綱	忠美	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
- 議案第5号 非農地証明願いについて
- 議案第6号 下限面積(別段面積)の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鎌田	勝嘉
係長	川東	卓磨
主事	日高	啓太
相談員	西田	博隆

7, 概要
会長

おはようございます。本日は白川委員が所用で、永綱委員が療養のため、牧潤三さんも欠席でございます。

4月1日の人事異動で農業委員会事務局長と農林水産課課長が兼務することになりました。

ご挨拶をいただきたいと思います。

(局長挨拶)

事務局長

ただ今より平成27年度第1回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は9番委員の日高清明委員にお願い致します。

憲章朗唱(9番委員)

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

いよいよ新年度のスタートでございます。

先ほど局長からもございましたが、中山間管理事業の推進が急務でございます。

4月からその実務の方を農業委員会が担当することとなりましたので、みなさんになお一層のご協力をお願いしなければいけないということになりました。

しかも来年度になると公金関係が2/3、あるいは半分になるということでございまして、国も将来の農業の姿を描いております。

そういうことで情報を集めていただきまして、皆さんの積極的な活動をお願いしたいというふうに思っております。

また、懸案になっておりました農業委員会制度の改革につきまして、予定通り今の国会に出されております。

これまでお話してきた内容とほとんど変わっていることはございません。

閣議決定の内容は、皆さんそれぞれ新聞等でご承知だと思います。

一番心配しておりました、まだ残留期間のある方の保障はどうなるのかという点につきましても任期満了までは保障されるという見通しでございます。

そのようなことで今しばらくは国の成り行きに皆さんも関心を持っていただきたいと思います。

本日は審議内容もたくさんございます。皆さんの積極的なご意見でスムーズに進行できますよう、お願いをしたいと思います。

今年度もよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を19番委員、20番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第1号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約があったので報告いたします。

整理番号1番。権利の種類：使用貸借権。契約内容：農地法第3条。貸借人：借人() さん(歳)、貸人() さん(歳)。土地の所在： 、畑、 m²。

事務局長	貸借期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間。 解約の理由:合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日・土地の引き渡し時期:平成 年 月 日です。
会長	報告案件でございますが、整理番号1番について皆さん方から解りにくいところや詳しく説明してほしいなどございましたら、どうぞ。 (「ありません。」の声あり) それでは整理番号1番について、そのようにご理解ください。 続きまして議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。 整理番号1番。権利の種類:所有権移転。契約内容:売買。申請人:譲受人() さん。譲渡人() さん。土地の所在: 他25筆。地目:畑。26筆の合計面積: m²。6筆が農用地区域内です。利用状況:畑。事由:体験学習農園。周辺地域との関係:『高等学校の生徒の体験学習農園として利用するので、ほとんどのことを手作業で行い農薬もほとんど使用しないので、集落の農業に及ぼす影響は少ないと思われるが、万が一悪影響が出た場合には話し合いの上解決するように努めます。』ということです。地域との役割分担:『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。 本申請は農地を譲受ける側が農地法施行令第6条第1項第1号に該当する『教育を目的とする学校法人』であり、営農計画及び耕作期間、権利の移転を受ける者の条件は許可要件から外れることになります。 以上により農地法第3条第2項第2号に該当しますが、農地法施行令第6条第1項に該当することから、許可要件を満たしていると考えます。 以上です。
会長	整理番号1番について、皆さん方からご質問等ございますか。
○番(農業委員)	が5・6年前に3条申請で取得した土地でありまして、集落の上の方になります。初めの1・2年は活動しておりましたが近年は止まっているような状態でございます。 の話では全国的に通信制の高校が増えてきておりまして、屋久島で農地を持った経営、農業の体験をさせたいということでした。 当初から の農園という目的でしたので、集落の役員会でも、良いのではないかという話でした。 後々、田んぼをしたい等の計画もあるようですが、遊休地解消にもなると思いますので、担当委員といたしましては問題ないと思います。以上です。
会長	皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。
○番(農業委員)	これは が農業生産法人ということで売買の許可が下りたんですよ。今後、 が全く関係ないところに売買するという可能性や、いろいろな問題がでてくるのではないかと心配をするんですが。

会長

■については、確かに農業生産法人として要件を満たしておりましたので許可を出したところです。そのあとは農業生産法人は毎年1回、実績について農業委員会に報告する義務が課せられます。今のところ大きな形で実績は見えておりませんが、その報告書を待っているところです。

当初の計画より事業規模が相当小さくなりますので、そこら辺の計画をどうするか。

農業生産法人の場合はどうしても経営の内容も要件になります。その要件が満たされない様であれば、農業生産法人の解体を命じることにも発展いたします。

あと、持っている農地の処遇につきましては、今回のように学校法人に譲るとするような案件の場合には、すぐに別の方に売るなど、通常の農地法３条におけるルール違反が無ければ拒否できる要件には該当しないということです。

今までも[]のこの土地は学校法人の学生が使用していて、自前で持ちたいという事のようにです。

○番 (農 業 委 員)

■につきまして、は設立 10 周年ということで、年間、入れ替わり立ち代わりですけども定時制高校の子供たちが来るということで、研修という形でやっております。

■■■■■については当初からいろいろな問題があったわけですが、■■■■■
 ■■■■■が引き受けるということですし、私も問題は無いと考えま
 す。 以上です。

会長

他にご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号1番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号1番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号2番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号2番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：
譲受人（[]） []さん（ []歳）、譲渡人（ []） []
さん（ []歳）。土地の所在： []、畑、 []m²。
利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：茶が1月から12月。事由：新
規就農。権利の移転を受ける者の状況：経営面積は0、申請人の経験年
数：1年、農機具等の保有状況：刈払機・1。今後の導入予定として耕
運機・1、防除機・1、摘採機・1です。

周辺地域との関係：『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等に全面的に協力いたします。』ということです。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

現地は耕作放棄地状態でございまして一見非農地かなという形でしたが、今回茶園にするということです。周りにも茶畑が広がっておりますので、害虫の住処となっていた状況が解消されるということで良いことだと考えております。 以上です。

会長

整理番号2番についてご質問ございますか。

	○番（農　業　委　員）	屋久島の遊休地解消に大きく繋がっていきますので、賛成したいと思います。
会長		他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号２番について許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号２番は許可することに決定いたします。 続きまして整理番号３番の説明をお願いします。
事務局長		整理番号３番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人（ ）さん（ 歳）、譲渡人（ ）さん（ 歳）。土地の所在： 、他１筆。地目：畑。２筆の合計面積： m ² 。１筆が農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：たんかんが１月から１２月。事由：規模拡大。権利の移動を受ける者の状況：経営面積（所有面積）が m ² 。経験年数：申請人・１８年、妻・１８年。農機具等の保有状況：ステレオスプレーヤー・１、チッパー・１、モア・１です。 周辺地域との関係：『支障等は特にないと思います。』という事です。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』という事です。 農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長		整理番号３番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農　業　委　員）		１５ページをお願いします。ピンクの線で囲っているのが の です。 の海手側にあります。 の停留所、 の横を下に降りて左手です。タンカンを手広く栽培しておりまして、 では１番手ではないかと思います。母親の名義ではありますが、管理は さんがやっておりますので、今回贈与という形で名義変更をいたします。 きれいに管理しておりますし、機械等も十分あります。規模拡大ということで問題ないと考えております。以上です。
会長		整理番号３番につきまして皆さん方からご質問等ございますか。
○番（農　業　委　員）		さんは でもトップ１０に入っておりますし、手入れもぴしゃっとやっております。 もされておりますが、本職はタンカンで、面積も収量も多いです。 お母さん名義ですけども、 さんがやっていたんでしょうから何ら異議はありません。
会長		他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号３番について許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号３番は許可することに決定いたします。 続きまして整理番号４番について事務局から説明をお願いします。
事務局長		整理番号４番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（ ）さん（ 歳）、譲渡人（ ）さん（ 歳）。土地の所在： 、他１筆。地目：畑。２筆の合計面積： m ² 。１筆が農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：たんかんが１月から１２月。事由：規模拡大。権利の移動を受ける者の状況：経営面積（所有面積）が m ² 。経験年数：申請人・１８年、妻・１８年。農機具等の保有状況：ステレオスプレーヤー・１、チッパー・１、モア・１です。 周辺地域との関係：『支障等は特にないと思います。』という事です。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』という事です。 農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

事務局長	■さん（■歳）。土地の所在：■、畑、■㎡。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：たんかんが1月から12月。事由：新規就農。権利の移動を受ける者の状況といたしまして、経営面積は0。経験年数：申請人が0年、夫が10年。農機具等の保有状況：刈払機・1、動噴・1。今後の導入予定といたしまして刈払機・1です。 周辺地域との関係につきましては『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。 以上から農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
会長	整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	地図を見ますと、周りは遊休農地、山林に近い状態でありまして耕作放棄地になっていくだろうと予想される場所ではあります。タンカンが自家用だということで、ご主人が10年ほど農業の経験があるということです、一緒にやっていけると思います。 以上です。
会長	整理番号4番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。
○番（農 業 委 員）	譲渡人が■ということですが、やはり地元に住んでいる人が耕作されるということです、賛成したいと思います。
会長	他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号4番について許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号4番について許可することに決定いたします。 続きまして議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。 整理番号1番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人（■）■さん、貸人（■）■さん（■歳）。土地の所在：■、田、■㎡。利用状況：雑種地。第2種農地。事由：『職員の駐車場と資材置き場を確保するため。』ということです。 転用目的及び事業計画：駐車場が■㎡、資材置き場が■㎡、その他が■㎡、所要面積の合計が■㎡です。 周辺に10ha以上の農地の広がりのないことから第2種農地・その他の農地と判断いたしました。 すでに転用済みであり、周辺農地への影響も少ないことからやむを得ないと判断いたしました。 以上です。
会長	整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	26ページを見ていただきたいと思います、■の裏の土地でありまして、始末書にもありますように埋め立てをしておりまして利用状況は雑種地ですので、やむを得ないと判断いたしました。 以上です。
会長	整理番号1番について皆さん方からご意見・ご質問いかがでしょう。

○番（農 業 委 員）	■■■■畑総をしている地域なんですけど、ここはされていませんよね。農用地区域の端っこということですし、現況を見ましても認めざるを得ないと思いますので、やむを得ないと思っております。 以上です。
会長	他にございませんか。 （「異議ありません。」の声あり） 整理番号1番について申請に同意することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号1番は申請に同意することに決定いたします。 続きまして27ページです。 議案第3号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第3号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。 整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（■■■■）■■■■さん（■■歳）、譲渡人（■■■■）■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他1筆。現況地目：田。2筆の合計面積：■■■■㎡。農用地区域内。内容：バレイショ・甘藷。移転時期：平成■■年■■月■■日。対価：■■■■円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：バレイショ・甘藷・ウコン・里芋。経営面積：所有面積が■■■■㎡、借地が■■■■㎡、合計■■■■㎡。従事日数：250日。農機具等の保有状況：トラクター・5、ビニールハウス・1、肥料散布機・1、掘取機・1、管理機・1、つる切機・1、軽トラック・2、農機収納倉庫・1です。 譲受人は大規模な農業経営をされている認定農業者の後継者でもありますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。
会長	整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	譲渡人は農業をしておりましたけども、辞めたような状態でありましたので、■■■■さんが引き受けてくれるという事ですので問題ないと思います。 以上です。
会長	整理番号1番について皆さん方からご質問・ご意見ございますか。 （「異議ありません。」の声あり） 整理番号1番について計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号1番は計画を認めることに決定いたします。 続きまして整理番号2番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号2番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（■■）■■■■さん（■■歳）、譲渡人（■■）■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、■■■■。現況地目：畑。2筆の合計面積が■■■■㎡。農用地区域内。内容：たんかん。移転時期：平成■■年■■月■■日。対価：■■■■円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ぼんかん・たんかん。経営面積：所有面積が■■■■㎡。従事日数：250日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、トラクター・1、SS・1、パワーショベル・1、草払機・1、オレンジキーパー・1、選果機・1、梱包機・1、肥

事務局長	料散布機・1です。 譲受人は認定農業者でありますので農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。
会長	整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	譲渡人は■■歳なんですが、昨年旦那さんを亡くされてから人に頼んで管理してもらっている状態です。 譲受人は手広く作業されておりまして、頑張っておられる方です。 場所の説明ですが、32ページの地図をお願いします。■■■■の■■寄りに2筆あります。 手が行き届かなくなる前に■■■さんに譲るということですので、問題ないと思います。 以上です。
会長	整理番号2番について、皆さん方からご意見・ご質問ございますか。（「ありません。」の声あり） 整理番号2番について計画を認めることにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり） 整理番号2番は計画を認めることに決定いたします。 続きまして議案第4号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第4号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。 整理番号1番。変更区分：農用地除外。申請人：（■■■）■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■㎡のうち■■■㎡と■■■■、畑、■■■㎡のうち■■■㎡、合計面積が■■■㎡。農用地区域内。変更理由：『■■■■の宅地への進入路が無く、今まで耕作道として使われていたところを農用地区域から除外し、進入路として使用したいため。』ということです。変更目的及び事業計画：進入路が■■■㎡です。工事計画：許可有り次第。 申請地につきましては、理由にもありました通り現在は砂利を敷き込んで耕作道として使用されておりますので、周囲の農地への影響も特に無いと思われます。また、現地調査時においてもやむを得ないと判断しております。 以上です。
会長	整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	36ページの航空写真をお願いします。■■■■を過ぎて■■■■に上る道ですが、一体はポンカン・タンカン園になっております。 37ページの図面をお願いします。■■■■に、Iターン者の方が家と民宿をされております。その横に■■■■の畑がありますけども、この方も今まで■■■■の農地を通ってきております。 38ページに写真がございしますが、このような状態であります。 この道の山手側には水路がございまして、■■■さんも■■■さんもスプリンクラーをこの道から下に設置しておりますが、20年ほど前に設置されたかと思いますが、当時からこの道は外していたんだろうと思います。 除外ということですが、登記も済ませたということですので問題は無いかなと思っております。
会長	皆さん方からご質問等ございませんか。（「ありません。」の声あり）

会長	整理番号 1 番について計画の変更を認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 整理番号 1 番は計画の変更を認めることに決定いたします。 続きまして議案第 5 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第 5 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。 整理番号 1 番。申請人：[redacted] さん ([redacted] 歳)。土地の所在：[redacted]、畑、[redacted] m²。第 2 種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『土地取得時から農地としては活用範囲が少なく、山からの雨水には常に悩まされてきた。近年その雨水の流れが変わり、湧水が土手を浸食し居住に不安が出てきた。特に一時的に雨量が多くなったり道路の崩壊が著しくなってきたため、今回申請することとなった。』ということです。 申請地につきましては、[redacted] から南西に約 2 km に位置しており、一部は 20 年を経過している宅地、他の箇所は山林状態となっている部分が多く、湧水が湧き出ているところもあり耕作が難しい状態があります。 農地として利用するには、多大な費用と労力を要することから非農地としてやむを得ないと判断いたしました。 以上です。
会長 ○番（農 業 委 員）	整理番号 1 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。 資料の 41 ページをお願いします。航空写真ですけれども右側の大きな道路が [redacted] です。真ん中あたりに [redacted] のお店がありまして、左に入って上に上がると [redacted] と自宅がございますが、右上にあります。 先ほどの説明にもありましたように、申請地の横には川がありまして年々増水しているようであります。 また、20 年以上前に住宅を建てておりまして、この住宅の裏側も湧水が出てきておりました。 農地の中に住宅があるんですが、この住宅も含めた 1 筆を申請しております。 畑につきましても利用はされていない状況で、雑木等が広がっております。やむを得ないというふうに判断いたしました。 以上です。
会長	42 ページの写真に住宅の写真がございますが、既に 20 年以上経っておりまして無断転用なんです、指導をする年数を超えているということで、非農地扱い。ですが、手続き上はこの 1 筆をまとめて山林・原野にするということは、おそらく認められないでしょうということで、申請人には助言をしております。 整理番号 1 番について皆さん方からご質問・ご意見ございますか。 (「ありません。」の声あり) 整理番号 1 番について、非農地として認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 整理番号 1 番は非農地として認めることに決定いたします。 続きまして整理番号 2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長	整理番号2番。申請人：() さん(歳)。土地の所在： 、畑、 m²。第2種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『申請地は後継者が無く、十数年耕作は行っておらず、畑としての性質を喪失している。高齢の為草払いもできず放置している。』ということです。 申請地は から南東に0.3km程の所に位置し、ススキなどの雑草が繁茂している状態ではありますが、耕作しようと思えばすぐにでも耕作を始められるような状態であるため、非農地として認めるべきではないと判断いたしました。 以上です。
会長	整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	申請地の上下は野菜畑として他の方が利用しております。申請地につきましては、本人は耕作しておらず近隣の方に貸して使用しておりました。上下も畑として利用されておりますし、申請地の状態からも非農地として認められないというふうに判断いたしました。 以上です。
会長	整理番号2番について、皆さん方からご質問等いかがでしょう。 ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号2番について、非農地としては認めないということによろしゅうございますか。 （「はい。」の声あり） 整理番号2番は、非農地として認めないことに決定いたします。 続きまして整理番号3番です。
事務局長	整理番号3番。申請人： さん、代理人： さん。土地の所在： 、畑、 m²。第2種農地・都市計画区域内。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『平成 年 月に隣接地 に住宅を建築。その当時から物置や駐車場、家庭菜園などの庭として利用していた。以後 年間、農地としての利用はせず現在は非農地状態となっている。』ということです。 申請地は から南南西2.2km程の所に位置し、一部は隣接住宅地の庭として長年使用されており、他の部分についても雑木が生い茂っている状況でありました。 申請地付近はすでに山林化しており、申請地だけを畑として残しても将来耕作されることは見込めないと思われます。 したがいまして、当該当地は非農地とみてやむを得ないと判断いたしました。 以上です。
会長	整理番号3番について、担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	資料の47ページをご覧ください。一番上の大きな道路が県道です。右が 、左が です。 の入り口に申請地があります。 事務局の説明のとおり、やむを得ないと思います。 以上です。
会長	皆さん方からご質問等ございませんか。 （「異議なし。」の声あり） 整理番号3番について、非農地として認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号3番は、非農地と認めることに決定いたします。

会長

議案第6号。下限面積（別段面積）の設定について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第6号。下限面積（別段面積）の設定について、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部、または一部についてこれらの面積の範囲内で別段面積を定め、農林水産省で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20 経営第 5791 号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積（別段面積）の設定または修正の必要性について審議することになっております。

このため、今年度の下限面積（別段面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

（1）農地法施行規則第17条第1項の運用について

方針：現行の下限面積（別段面積）30a の変更は行わない。

理由：2010年農林業センサスで、管内の農家で30a未満の農地を耕作している農家が全体農家数の約4割であるため。

（2）農地法施行規則第17条第2項の運用について

方針：現行の下限面積（別段面積）30a の変更は行わない。

理由：平成26年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は13.8%と高いが、現在の30aの下限面積でも本町の農業形態から新規参入者を阻害している要因になっている事例が見当たらず、また下限面積を少なく設定しても現在の農業を取り巻く情勢の中で新規参入者等の増加が望めず、耕作目的よりも資産目的の取得が増える可能性があり、遊休地解消にはつながらず、農業政策に混乱を招く恐れがある。

ということであります。

ご検討よろしく願いいたします。

会長

農地法改正から「毎年このことを審議しなさい。」ということなんです。

現在でも法廷での下限面積は50a、北海道では2haというのは、動いておりません。

屋久島町は合併の折に、特例になっております「別段面積」というのを設定して30aとしております。

その面積を見直す必要があるのか。ということでございまして、事務局サイドから見る限り、見直す必要はないんじゃないかという提案でございまして。

皆さん方からご自由に意見を聞きたいと思います。いかがでしょう。

○番（農 業 委 員）

勉強不足で恐縮なんですけども、この30aというのは農業委員会の許可が必要だということですか。以下なら許可は必要ないと。

会長

30a以下なら許可できない。ということです。農地の取得に対して申請するときに許可することができないということです。

先ほど局長から説明がございましたが、屋久島町で例えば『10aハウスを作って500万円・600万円の売り上げがあります。』という実態が多数あれば、もっと引き下げることが可能です。そのような農業形態が幅広く行われておれば。

49 ページの中ほど（1）のところに、30a 未満の農地を耕作してい

会長	る農家が全体の4割であると書いてありますが、これは以前、別段面積を設定するときに『設定しようとする面積以下の農家が4割以上あること。』という基準がございました。その時の関係で4割という数字が出てきております。
○番（農 業 委 員）	質問いいですか。 『鳥獣害で補助金を出します。』という時の30aは、この数字の関係ですか。
会長	農政で設定されておりますので、恐らくこれと連動しているかと思えます。 30a以下の農家はいないのか。ということになりますけども、例えば50aしかない親の農地を5人が相続すれば10aずつ、25aずつ2人、という農家が発生することになります。 それから、15aの山林を買って農地にすることは違法ではありません。 そのような形で30a以下の所有者が屋久島町でもたくさんおられます。 ですが、農業委員会を通して農地を取得する方は30a以上ということになります。
○番（農 業 委 員）	この別段面積については、合併した時に『旧上屋久に合わせよう。』ということで設定しているんですが、先ほど出ました鳥獣のネット・サンの助成については、30a無い人は全額自分で出さないといけないわけですし、2町歩持っている人は1000枚・2000枚のサンを半額で2年・3年買えるんです。 町の助成金ということを考えれば不平等が発生をしております。 町・当局・議会で話をして、10aしか持っていない人でも立派にやっている方もおるんですから、ネットの枚数だって少ないわけなんですから助成するべきじゃないのかと、いつも言っているんですが、話もされていない。 それからもう1つ。 大苗の注文を町民の皆さんからとって配布するということをやっておりますが、これについては果樹園が50a以上だと。 ここらあたりについても不平等だと思います。10aで3本・4本しかなくても、1本枯れたら1本買いたいですよ。 試験園も今年から管理センターが管理することになって、大苗の育苗数も増やさないといけないと思うんですけども。 この2点について、町民が平等ではないということを要望するのはいけないのかなあと思うんですけども、いかがでしょうか。
会長	皆さんにおはかりはしていませんが、私もそのことの是非について意見を問われたことがございます。 その時私は「農林水産課がする事業としては、サル・シカ対策については30a、ポンカン・タンカンは50a。適当だろう。」と私は答えました。 理由は、家庭菜園的な農家まで農業振興という名目での助成をする必要はないんじゃないかということです。 するとしたら、総務課あたりで協議するべきではないのかなという意見を私は出しております。 あくまでも農林水産課としては農業で生計を維持しよう・成立てていこうという方たちを積極的に支援する機関だと私は述べております。
事務局長	この件につきましては、当初区長連絡協議会の中で説明をもうしあげましたが、その時にもいろいろな意見がございました。

事務局長

しかし、先ほど会長からもありましたように「農業振興上の助成である。」という判断になれば下限面積 30a 以上というのは適当ではないかという判断でございました。

また、議会・委員会の中でも相当もめた経緯もございます。ただ、昨年から『離島活性化交付金』というので、農林水産物の島外輸出のための助成を行っております。それを行う際につきましても全てを対象にはできないと。例えばポンカン・タンカン・じゃがいも・原木・鮮魚のみの助成を行っております。

農林水産課の立場から言えば農業で生計を立てている方という形で助成関係を行っております。

そのようなことから、30a 以上、50a 以上という面積を決めているところでございます。

○番（農 業 委 員）

3 反歩以下でも、農家は農家なんです。大きな農家はそれなりにやっています、小さな農家も守っていないといけない。高齢者にしても。

会長や局長が説明されましたけども、わたしは「ああ。そうですか。」とは言えません。やはり不平等だと感じている方が多いですよ。

区連会でもそういう意見が多かったと思いますけども、6 割の方は補助が出て 4 割には 0。ここらあたりですよ。

2 町歩以上の人は 2 年までとか、上限も必要だと思います。そこらあたりの見直しをしてもらいたいなと思います。

私は一農業者として、それから農業委員、農協の関係もしていますが、それが屋久島全体の農業を伸ばしていくところではないかと思っています。

会長

町の政策の問題ですので、また議会等で話し合われるかと思いますが。

この案件の下限面積については、いかがですか。

（「異議ありません。」の声あり）

それでは、30a の変更は行わないということでご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

30a に決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 1 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11 時 50 分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

19 番

20 番

平成 27 年 4 月 23 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久